第九十八号

令和二年

五月二十一

日

木 曜 日

路線名 韮崎昇仙峡線

三 道路の区域

区間 地先まで 韮崎市穂坂町宮久保字女夫石五一〇三番 地先から 韮崎市穂坂町宮久保字三百水七八三番八三 の別 旧新 新 旧 八・一~ 七・九 敷地の幅員 (メートル) 六三・二 八・七 延長 (メートル) 三八九・一 三八八・九

○電線共同溝を整備すべき道路の指定…………………………………………………………………………………二五五

目

次

示

教育委員会

事項について ○令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本......二六一 ○令和三年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について………………二五八 ○山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則………………………………二五八

人事委員会

○山梨県職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規......二六三

定について ○令和二年度山梨県警察官採用試験(春季試験)の第一次試験試験会場の決......|||六四

告

山梨県告示第百七十号

所峡北支所において、この告示の日から令和二年六月十一日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

Щ

梨 県

公

報

第九十八号

令和二年五月二十一日

道路の種

類

県道

示

道路法 令和二年五月二十一日 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第百七十一号

般の縦覧に供する。 設事務所 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から令和二年六月十一日まで一 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

令和二年五月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

種道類路の	路線名	区間	(メートル)	期日開始の
道 般 国	百三十九号	五番五地先まで○九番一地先から ○九番一地先から 大月市七保町瀬戸字大沢二二三 大月市七保町瀬戸字上和田二一	六一:三	月二十一日

山梨県告示第百七十二号

規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一 項の

令和二年五月二十一日

Щ 梨県公報 第九十八号 令和二年五月二十一日

						_	土						
司	理事	同	副理事長	理事長	役職名	退任	や和二年	土地改良法			道一般国	種道路の	
杉本章二	天野由郎	小林正章	中村忠明	小林正幸	氏名		令和二年五月二十一日改良区から次のとおり	地改良法(昭和二十四年法律第土地改良区役員の退任及び就任	公		百四十一号	路 線 名	
十三番地 大月市初狩町下初狩三千百四	番地 大月市初狩町下初狩二百二十	五番地 大月市初狩町中初狩八百二十	一番地大月市初狩町中初狩二千八十	番地八大月市初狩町中初狩百六十四	住		山梨県知事 長 蛟令和二年五月二十一日	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任	出		韮崎市藤井町南下條字水無四七九番五地先まで韮崎市藤井町南下條字山影六五〇番六地先から	区間	山梨県知事
同	同	司	司	令和二年四月三十日	退任年月日		長 崎 幸太郎	条第十七項の規定により、初狩			九番五地先まで		長崎幸太郎
同	同	同	同	同		同	司	同		同	同	司	
 杉本和則	小林高志	小林孝彦	小林久雄	渡辺隆久		小林由雄	柴田栄治	小林忠人		小林富士夫	藤本寿之	山中孝司	
	三番地 三番地 同	番地	四番地 四番地 同	二番地一 二番地一 同	地	大月市初狩町中初狩五百三番 同	番地二 大月市初狩町中初狩二百六十 同	十九番地 一大月市初狩町下初狩千八百五 同			一番地 一番地 同	四番地 四番地 同	
						. •							

Щ 理事 理事長 監事 同 副理事長 同 同 同 同 同 就任 役職名 梨 県公 中村忠明 天野由郎 小林正章 小林正幸 氏 赤松英一郎 岡田光市 中村正明 小林 小林春樹 小林一康 報 一敏 第九十八号 名 地三 番地 番地 五番地 大月市初狩町中初狩八百二 番地八 大月市初狩町中初狩百六十四 大月市初狩町下初狩千八百六 大月市初狩町下初狩五百十番 番地 番地 番地 大月市初狩町下初狩二百二 一番地 大月市初狩町中初狩二千八十 十四番地 大月市初狩町中初狩二千八十 大月市初狩町中初狩二千百八 大月市初狩町中初狩八百十六 大月市初狩町中初狩八百十八 住 令和二年五月二十一日 所 二十 十 同 同 同 令和二年五月一日 同 司 同 同 同 同 就 任 年 月 日 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 杉本章二 小林孝彦 小林久雄 渡辺隆久 小林由雄 柴田栄治 小林敬治 小林和人 藤本寿之 小笠原泰人 岡田光市 二番地一 地一 大月市初狩町下初狩三百七十 地三 番地 四番地 大月市初狩町中初狩三百七十 大月市初狩町中初狩五百三番 番地二 三番地 大月市初狩町下初狩二千六十 大月市初狩町下初狩三百九十 六番地一 大月市初狩町下初狩三千百四 大月市初狩町中初狩八百八十 大月市初狩町中初狩四百八十 大月市初狩町中初狩二百六十 大月市初狩町下初狩千八百五 十三番地 大月市初狩町下初狩五百十番 十九番地 一番地 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 二五七

Щ

同	番地大月市初狩町中初狩八百十六	小林一敏	同
同	五番地大月市初狩町下初狩二千六十	小林富士夫	監事
同	四番地大月市初狩町中初狩二千五十	小林孝至	同
同	番地大月市初狩町中初狩二千八十	小林春樹	司
同	九番地大月市初狩町中初狩八百六十	小林修	司
同	番地大月市初狩町中初狩八百十八	小林一康	闰
同	三番地 大月市初狩町中初狩七百三十	小林高志	司

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十三号

山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十一日

山梨県教育委員会

育長 斉 木 邦 彦

山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会表彰規則(昭和二十五年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次

第一条中「、学術及び文化」を削る。

のように改正する。

第二条第一号中「、学術及び文化」及び「、研究及び改善」を削る。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

令和三年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

制の課程、 り定める。 学校を除く。)及び甲府市立甲府商業高等学校(以下、 令和三年度における山梨県立高等学校(増穂商業高等学校、市川高等学校、 定時制の課程及び通信制の課程の入学者選抜の基本事項について、次のとお 「高等学校」という。)の全日 峡南高等

なお、北杜市立甲陵高等学校の入学者選抜については、別途北杜市教育委員会が定め

令和二年五月二十一日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦

彦

Ι 全日制の課程における前期募集

募集人員 前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの 実施校 すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が別に定める。

2 理数科、文理科、英語理数科、 普通科については、募集定員の四○%以内

いては、募集定員の四〇%以内 探究科(以下「専門教育学科」という。)につ

3 職業に関する学科については、募集定員の五〇%以内

総合学科については、募集定員の五〇%以内

出願資格 前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和三年三月に卒業

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定め

る「出願の条件」に適合すると自ら考える者

几 出願の制限 出願は、一人一校、一学科に限る。

Ŧi. 時から午後四時まで及び同月十九日(火)の午前九時から正午まで 出願期間 令和三年一月十五日(金)(一括受付)、同月十八日 (月)の午前九

特技、個性表現のいずれか(複数可)を併せて実施する。 検査方法 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、 特色適性検査、

検査期日 令和三年一月二十八日(木)及び同月二十九日 **金**

- し、選友する。 及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定 と、選抜方法 各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動
- 合には、事前に依頼することとする。集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募八、入学許可予定者の内定 各高等学校長は、令和三年二月五日(金)に中学校長に
- て行う。 九 入学許可予定者の発表 全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せ
- 施する。入試の内容や詳細については、各実施校の募集要項に定める。等学校、甲府工業高等学校、農林高等学校、甲府商業高等学校では、全国募集を実十 全国からの募集 職業に関する学科、総合学科のうち北杜高等学校、韮崎工業高

Ⅱ 全日制の課程における後期募集

- て内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。 夢集人数 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者とし
- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和出願資格 後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。
- 2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和三年三月に修了する見込みの者

三年三月に卒業する見込みの者

- 修了する見込みの者 8 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は令和三年三月に
- 育施設の当該課程を修了した者又は令和三年三月に修了する見込みの者4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教
- こ音 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定し
- 7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定
- 二 出願の制限

があると認めた者

- 出願は、一人一校とする。
- できなゝ。 2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することは
- 3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等

- 部と併願することもできない。
- 科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志願順位を付ける* 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学
- ・普通科と専門教育学科

ことができる。

- ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
- 青洲高等学校の各学科

5

- 志願順位を付けることができる。施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで、志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実
- 時から午後四時まで及び同月十八日(木)の午前九時から正午まで 出願期間 令和三年二月十六日(火)(一括受付)、同月十七日(水)の午前九

五 学力検査

四

- 1 検査教科及び配点
- の五教科とする。
 ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)
- の指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。イー配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコース
- 2 検査期日 令和三年三月三日(水)
- 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とす
- 六 追検査

3

- 学力検査に準ずる。
 2 検査方法 学力検査を実施する。検査教科、配点及び検査時間は、後期募集の
- 3 検査期日 令和三年三月八日(月)

七 選抜方法

1

- 調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 八 入学許可予定者の発表 令和三年三月十二日(金) 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。
- 全日制の課程における再募集

 \coprod

一 実施校及び募集人員 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が

Щ

学科の募集定員に満たない場合は、 再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別

一 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の 願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。 査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。)で、出 課程における入学者選抜の学力検査受検者(病気等やむを得ない理由により学力検

出願の制限

- 出願は、一人一校とする。
- 2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等 部の再募集と併願することもできない。
- 3 望まで志願順位を付けることができる。 科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、 次に示す学科間で第二希 職業に関する学科の二学
- 普通科と専門教育学科
- 北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- 都留興譲館高等学校の普通科と工業科
- 青洲高等学校の各学科
- 二希望まで志望順位を付けることができる。 で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上
- 兀 出願期間 令和三年三月十二日(金)の午後一時から午後四時まで、同月十五日 (月)の午前九時から午後四時まで及び同月十六日(火)の午前九時から正午まで

Ŧi.

- 1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。
- 検査期日 令和三年三月十七日 (水)

六 選抜方法 学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施す る面接の結果並びに作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

定時制の課程における入学者選抜

七 入学許可予定者の発表 令和三年三月十九日

- 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。
- 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

出願の制限

- 出願は、一人一校とする。
- 2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、 出

することはできない。

- 3 部と併願することもできない。 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等
- を付けることができる。 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとらわれず、第二希望まで志望順位
- 時から午後四時まで及び同月十八日(木)の午前九時から正午まで 出願期間 令和三年二月十六日(火)(一括受付)、同月十七日 (水)の午前九

Ħ.

几

- 検査方法 学力検査及び面接を実施する。
- 2 学力検査の検査教科及び配点
- の五教科とする。 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)
- 配点は、各検査教科百点とする。
- 3 検査期日 令和三年三月三日(水)及び同月四日 木
- 4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とす

六

追検査

- 1 査又は面接、 対象者 インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、 あるいはその両方を欠席した者 学力検
- 2 間は、定時制募集の学力検査に準ずる。 検査方法 学力検査・面接を実施する。学力検査の検査教科、 配点及び検査時
- 3 検査期日 令和三年三月八日 (月)
- 七 し、選抜する。 選抜方法 調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定
- 入学許可予定者の発表 令和三年三月十二日 (金

定時制の課程における再募集

- は教育委員会が別に定める。 入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員 実施校及び募集人員 定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、
- 二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる

出願の制限

- 出願は、一人一校とする。
- 2 出願することはできない。 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、 なお、 全日制の課程及び特別支援学校高等部における

きない。 再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはで

- 3 通信制の課程と併願することはできない。
- 学科・部にとらわれず、第二希望まで志望順位を付けることができる。
 4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、
- 四 出願期間 令和三年三月十七日(水)、同月十八日(木)、同月十九日(金)の
- 五 検査 午前九時から午後四時まで及び同月二十二日(月)の午前九時から正午まで
- 1 検査方法 再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。
- 2 学力検査の検査教科 検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。
- 3 検査期日 令和三年三月二十三日(火)
- 七 入学許可予定者の発表 令和三年三月二十五日(木)
- 通信制の課程における入学者選抜
- 一 実施校 中央高等学校の普通科及び衛生看護科
- 一 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。
- 学者、卒業者又は入学許可予定者に限る。 る者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校准看護学科の在二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずるほか、山梨県内に住所を有す

四 出願の制限

- 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部と併願することはできない。
- 出願することができない。 2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、

五 出願期間

- 午前九時から午後四時まで第一期(令和三年三月十一日(木)、同月十五日(月)及び同月十六日(火)の
- (金)の午前九時から午後四時まで第二期 令和三年三月二十二日(月)、同月二十四日(水)及び同月二十六日

六 検査

- 検査方法 面接、作文及び筆記検査を実施する。
- 第一期出願期間の出願者を対象とする第一期検査 令和三年三月十七日(水)

- 第二期出願期間の出願者を対象とする第二期検査 令和三年三月二十九日 (月)
- る。 七 選抜方法 調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜す
- 付けで、第二期検査受検者については令和三年四月五日(月)付けで通知する。八 入学許可予定者の発表 第一期検査受検者については令和三年三月十九日(金)
- 学校入学者選抜実施要項」による。 実施要項 詳細については、教育委員会が別に定める「令和三年度山梨県公立高等

VII

● 令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項につ

て、次のとおり定める。

令和二年五月二十一日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

募集定員 二十名程度とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

Ι

その満たない人数を合わせて募集することができる。)	場合、	
若干名(ただし、推薦募集の結果、入学許可予定者が二十名に満たない	若干名	一般募集
電子系コース 五名程度		
程度 機械系コース 十五名程度	二十名程度	推薦募集

Ⅱ 推薦募集

一出願資格

- 1 推薦A 次のすべてを満たす者とする。
- 本専攻科が指定する山梨県内の高等学校を令和三年三月に卒業見込みの者
- 三 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
- て活躍できる生徒として高等学校長が推薦する者四、学習意欲が高く、本専攻科の目的を理解し、入学後も本専攻科の中心となっ
- 2 推薦B 次のすべてを満たす者とする。 田 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者
- 山梨県立甲府工業高等学校を令和三年三月に卒業見込みの者

Щ

梨

県

公

報

- 目を二十五単位以上修得見込みの者

 「一高等学校学習指導要領の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科
- □ 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する老
- て活躍できる生徒として甲府工業高等学校長が認める者四 学習意欲が高く、本専攻科の目的を理解し、入学後も本専攻科の中心となっ
- 伍 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者
- 午まで で祝日を除く)の午前九時から午後四時まで及び十月六日(火)の午前九時から正 び祝日を除く)の午前九時から午後四時まで及び十月六日(月)(土曜日、日曜日及 二 出願期間 令和二年九月二十八日(月)から十月五日(月)(土曜日、日曜日及

二 検査

- 検査方法 検査方法は次のとおりとする。
- 回接
- に示す技能検定等取得者は免除とする。 (二) 実技検査 次の(1)から(3)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表二」
- (1) 機械系実技検査 (機械加工部品の測定)
- (2) 電気系実技検査(電気工事)
- 。 電子系実技検査 (電子回路の組立)
- 検査期日 令和二年十月十六日(金)
- 五 入学許可予定者の発表 令和二年十月二十二日(木)

一出願資格

III

- 和三年三月卒業見込みの者で、次の条件をいずれも満たす者とする。
 1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令
- 目を二十五単位以上修得または修得見込みの者 一 一 高等学校学習指導要領の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科
- 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
- 一次学等を卒業した者又は中途退学した者で、次の条件をいずれも満たす者とす
- □ 1の□と同等であると甲府工業高等学校長が認めた者
- □ 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
- び祝日を除く)の午前九時から午後四時まで及び同月二十日(水)の午前九時から出願期間(令和三年一月十二日(火)から同月十九日(火)(土曜日、日曜日及

正午まで

- 検査方法 検査方法は次のとおりとする。
- 一面接
- に示す技能検定等取得者は実技検査を免除とする。 (二) 実技検査 次の(1)から(3)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表二」
- 機械系実技検査(機械加工部品の測定)
- 電気系実技検査(電気工事)
- 電子系実技検査(電子回路の組立)
- 筆記検査

数学 「数学Ⅰ」

技術」「ハードウェア技術」「情報技術基礎」教科工業に関する科目 「機械設計」「機械工作」「電気基礎」「電子情報

ける。 選抜方法 調査書の記録、面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜四 選抜方法 調査書の記録、面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜

2

検査期日 令和三年一月三十日(土)

する。

五 入学許可予定者の発表 令和三年二月五日(金)

Ⅳ 再募集

- が別に定める。
 が別に定める。
 が別に定める。
 を決して、教育の人学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。再募集の募集人員は、募集定員実施及び募集人員 推薦募集及び一般募集の入学者選抜の結果、入学許可予定者
- 二 出願資格 一般募集に準ずる。
- 九時から午後四時まで 出願期間 令和三年二月八日(月)から同月十二日(金)(祝日を除く)の午前三 出願期間 令和三年二月八日(月)から同月十二日(金)(祝日を除く)の午前
- 四 検査
- 1 検査方法 一般募集に準ずる。
- 2 検査期日 令和三年二月二十日(土)
- 五 選抜方法 一般募集に準ずる。
- 六 入学許可予定者の発表 令和三年二月二十六日(金)
- 攻科創造工学科入学者選抜実施要項」による。

 ソ 実施要項 詳細については、別に定める「令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専

別表一

電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 術基礎 生産システム技術 コンピュータシステム技術 電子情報技術 プログラミング技術 ハードウェア技術 ソフトウェア技術 工業技術基礎 機械設計 原動機 課題研究 電子機械 電子機械応用 工業技術英語 工業管理技術 実習 製図 工業数理基礎 電子回路 電子計測制御 自動車工学 情報技術基礎 環境工学基礎 自動車整備 通信技術

別表二

線板製造三級 貴金属装身具製作三級 第二種電気工事士 査三級 機械保全三級 電子機器組立て三級 電気機器組立て三級 プリント配 金属熱処理三級 機械加工三級 仕上げ(機械組立仕上げ作業)三級 機械検

次のとおり定める。 令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について、 令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について

令和二年五月二十一日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

I 募集定員 募集定員は、三十名とする。

Ⅱ 一次募集

- 募集人員 募集人員は、募集定員のうち、教育委員会が別に定める。
- 出願資格次の条件のいずれかを満たす者とする。
- 和三年三月卒業見込みの者

 1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令
- 2 高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格試験)に合格した者

ら正午まで び祝日を除く)の午前九時から午後四時まで及び同月二十四日(木)の午前九時か三 出願期間 令和二年九月九日(水)から同月二十三日(水)(土曜日、日曜日及

2 梅香

- 検査方法 書類審査及び面接検査
- 検査期日 令和二年九月二十六日(土)
- 五 選抜方法 書類審査及び面接検査の結果を総合判定し、選抜する。

Щ

梨

県公

報

第九十八号

令和二年五月二十一日

六 入学許可予定者の発表 令和二年十月一日(木)

Ⅲ 二次募集

- 学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。場合は、二次募集を実施する。二次募集の募集人員は、募集定員から一次募集の入実施及び募集人員 一次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない
- 出願資格 一次募集に準ずる。
- 時から正午まで日及び祝日を除く)の午前九時から午後四時まで及び同月二十六日(木)の午前九三 出願期間 令和二年十一月十二日(木)から同月二十五日(水)(土曜日、日曜

四検査

- 1 検査方法 書類審査及び面接検査
- 2 検査期日 令和二年十一月二十八日(土)
- 五 選抜方法 書類審査及び面接検査の結果を総合判定し、選抜

令和二年十二月三日(木)

Ⅳ 三次募集

六 入学許可予定者の発表

- 二 出願資格 一次募集検査に準ずる
- 除く)の午前九時から午後四時まで及び二月十日(水)の午前九時から正午まで三 出願期間 令和三年一月二十八日(木)から二月九日(火)(土曜日、日曜日を

四検査

- 1 検査方法 書類審査及び面接検査
- 2 検査期日 令和三年二月十三日(土)
- 五 選抜方法 書類審査及び面接検査の結果を総合判定し、選抜する。
- 六 入学許可予定者の発表 令和三年二月十八日(木)
- 攻科建築科入学者選抜実施要項」による。 と 実施要項 詳細については、別に定める「令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十五号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のよ

うに定める。

令和二年五月二十一日

山梨県人事委員会

上新児 ノミショリノコ

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。 第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事

表11の項から17の項」に改める。 第四十六条第二項中「9の項」を「10の項」に、「同表10の項から18の項」を「同

繰り下げ、4の項の次に次のように加える。 別表第二中12の項を削り、11の項を12の項とし、5の項から10の項までを一項ずつ

任用職員の通院休暇 | 日 妊娠中又は出産後の会計年度 |

と認める時間この表の附表の二に定める回数において必要

同表18の項を削る。 別表第二17の項中「女子の会計年度任用職員」を「女性会計年度任用職員」に改め、

同表3の項中「別表第二11の項」を「別表第二12の項」に改める。 別表第三2の項中「女子の会計年度任用職員」を「女性会計年度任用職員」に改め、

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

則第四号)の一部を次のように改正する。 第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規

表11の項から17の項」に改める。 第四十五条第二項中「9の項」を「10の項」に、「同表10の項から18の項」を「同

繰り下げ、4の項の次に次のように加える。 別表第二中12の項を削り、11の項を12の項とし、5の項から10の項までを一項ずつ

| 任用職員の通院休暇 | と認める時間 | 5 妊娠中又は出産後の会計年度 | この表の附表の二に定める回数において必要

同表18の項を削る。 別表第二17の項中「女子の会計年度任用職員」を「女性会計年度任用職員」に改め、

別表第三2の項中「女子の会計年度任用職員」を「女性会計年度任用職員」に改め、

同表3の項中「別表第二11の項」を「別表第二12の項」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

二条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則

第七条に次の一号を加える。第三号)の一部を次のように改正する。

体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 妊娠中の女性会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母

附則

特例に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。勤務時間等に関する規則の規定及び第三条の規定による改正後の職務に専念する義務の間、休日及び休暇に関する規則の規定、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員のこの規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時

ての名は、「一句のでは、「「一句のでは、「「「「「」」」である。「「「「」」では、「「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」

する。
令和二年度山梨県警察官採用試験(春季試験)の第一次試験試験会場を次のとおりと

令和二年五月二十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衞門

第一次試験	区分
(受付場所)S1号館前(受付時間)午前八時三十分から午前八時五十令和二年六月二十一日(日)	試験日
四番三十七号)(甲府市武田四丁目(甲府市武田四丁目	試験会場